

かながわ 3 R 推進会議食品リサイクル等推進部会設置要領

(設置目的)

第 1 条 この要領は、かながわ 3 R 推進会議規約（以下「規約」という。）第 7 条の規定に基づき、かながわ 3 R 推進会議 食品リサイクル等推進部会（以下「部会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 部会は、食品リサイクル等の取組みの推進に向けた方策、普及啓発等について、具体的な検討を行い、検討結果をかながわ 3 R 推進会議会長に報告する。

(組織)

第 3 条 部会は、規約第 7 条第 2 項の規定により構成する。

- 2 部会には、会長を置く。
- 3 会長は、環境農政局環境部資源循環推進課長とする。
- 4 会長は、部会を招集し、総括する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の選任日の属する年度の翌年度の末日までとする。

- 2 委員は再選任することができる。

(その他)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 16 日から施行する。